

無償化に係る確認申請について

1. 提出書類

① 申請書
➤ 記入例を参考に、作成ください。
② -1: 設置者が法人の場合 定款、寄付行為等及びその登記事項証明書 (写し可) -2: 設置者が個人の場合 住民票 (写し可)
③ 役員一覧 (設置者が法人の場合のみ。ただし、本市において、小規模保育事業を運営している法人については、不要です。) ➤ エクセルシートの様式以外のもので、結構です。
④ 別紙2 認可外保育施設 ➤ エクセルシート「別紙2 認可外保育施設」の右側に留意事項を記載しておりますので、ご参照のうえ、作成ください。
⑤ 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し ➤ 設置が古い施設などで該当する書類を準備できない場合は、不要です。
⑥ 料金表又は利用案内・パンフレット (料金体系の分かるもの) ➤ 料金表等において、「 <u>無償化の対象外経費(※)</u> 」と「 <u>保育料</u> 」を区分けして表記する 必要があります ので、ご注意ください。 ※無償化対象外経費については、エクセルシート「別紙2 認可外保育施設」の「3. 運営に関する事項(3) 利用料金等」の【保育料以外の利用料】をご確認ください。
⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類 ➤ 直近監査結果に基づき発行された証明書をご提出ください。(当該申請時点で、未発行の場合は、発行され次第、ご提出ください。)
⑧ 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類 (居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設のみ)
⑨ 誓約書 ➤ 施設を複数運営している場合でも、 <u>1法人(1個人)につき、1枚</u> の提出をお願いします。

2. 提出期限

できるだけ、速やかにご提出をお願いします。

問い合わせ先

堺市子ども青少年局子育て支援部 幼保政策課 TEL: 072-228-7173

- 確認申請に係る手続きについて
- 無償化及び食材料費の取扱いについて